

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
翌日に
お休み
する日
とす)

目次

◇規 則 行政書士法施行細則の一部を改正する規則（地方課）
市町村に対して交付すべき地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額及び基準額の算定に関する規則の一部を改正する規則（〃）

規 則

行政書士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十三年八月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第五十四号

行政書士法施行細則の一部を改正する規則

行政書士法施行細則（昭和二十六年四月鳥取県規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出し中「認定」を「認定等」に改め、同条第一項中「ものは、履歴書に」を「者は、様式第一号による申請書に、履歴書並びに」に改め、同条第二項中「認定したときは、」の下に「様式第二号による」を加え、同条第三項中「亡失又はき損した者は、」を「亡失し、又はき損した者は、様式第三号による申請書を知事に提出して」に改める。

第三条中「別記様式第一の」を「様式第四号による」に改める。

第四条第一項中「行なう」を「行う」に改め、同項ただし書を削り、同条第二項中「行なう」を「行う」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 論 述

第六条第二項中「合格者は」の下に「、前項の合格証を亡失し、又はき損したときその他必要があるときは、様式第五号による申請書を知事に提出して」を加え、同条に次の一項を加える。

3 前項の合格証明書は、様式第六号によるものとする。

第九条中「別記様式第二」を「様式第七号」に改める。

別記様式第一及び別記様式第二を次のように改める。

様式第1号(第1条関係)

行政書士試験受験資格認定申請書

職 氏 名 殿

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□

住 所
ふりがな
氏 名

申請者

生年月日 年 月 日生

㊦

行政書士法第3条第3号の規定に該当する者として認定を受けたいの
で、行政書士法施行細則第1条第1項の規定により、関係書類を添えて
申請します。

添付書類

- 1 履歴書
- 2 行政書士法第3条第2号に掲げる者と同等以上の知識及び能力を
有することを証明する書面

様式第2号(第1条関係)

行政書士試験受験資格認定書

住 所
ふりがな
氏 名

生年月日 年 月 日生

行政書士法施行細則第1条第2項の規定により、行政書士法第3条第
3号に該当する者として行政書士試験の受験資格を有する者と認定す
る。

年 月 日

職 氏 名 ㊦

様式第二号の次に次の五様式を加える。

様式第3号 (第1条関係)

行政書士試験受験資格認定書再交付申請書

職 氏 名 殿
年 月 日

郵便番号 □□□□-□□

申請者 住 所
氏 名 氏 名
生年月日 年 月 日生

行政書士試験受験資格認定書を亡失(き損)したため、その再交付を受けたいので、行政書士法施行細則第1条第3項の規定により、下記のとおり申請します。

記

認 定 年 月 日	年 月 日
受験資格認定書の再交付を受けようとする理由	亡失・き損

添付書類 き損した場合にあつては、行政書士試験受験資格認定書

様式第4号 (第3条関係)

行政書士試験受験願書

収入証紙
はり付け欄

職 氏 名 殿
年 月 日

郵便番号 □□□□-□□

出願者 住 所
氏 名 氏 名
生年月日 年 月 日生
(電話) 局 番

行政書士試験を受けたいので、行政書士法施行細則第3条の規定により、関係書類を添えて出願します。

添付書類

- 1 履歴書
- 2 受験資格を有することを証明する書面
- 3 写真(出願前1年以内に写した上半身名刺型のもの)

様式第5号 (第6条関係)

行政書士試験合格証明書交付申請書

職 氏 名 殿
年 月 日

郵便番号 □□□□-□□□□

申請者 住 所
ふりがな 氏 名
生年月日 年 月 日生

行政書士法施行細則第6条第2項の規定に基づき、合格証明書の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

合格年月日	年 月 日
合格証番号	第 号
合格証明書の交付を受けようとする理由	亡失・き損・その他 ()

様式第6号 (第6条関係)

行政書士試験合格証明書

住 所
ふりがな 氏 名
生年月日 年 月 日生

上記の者は、 年度に実施した行政書士法による行政書士試験に合格した者であると証明する。

年 月 日

職 氏 名 印

様式第7号 (第9条関係)

(表)

第 号	立 入 検 査 証
	職 名
	氏 名
年 月 日	年 月 日 生
	職 氏 名 圖

上記の者は、行政書士法第18条第1項の規定により立入検査を行う者であることを証明する。

(裏)

行政書士法 (抜粋)
(立入検査)

第13条 都道府県知事は、必要があると認めるときは、日没から日出までの時間を除き、当該吏員に行政書士の事務所に入り、その業務に関する帳簿及び関係書類を検査させることができる。

2 前項の場合においては、都道府県知事は、当該吏員にその身分を証明する証票を携帯させなければならない。

3 当該吏員は、第1項の立入検査をする場合においては、その身分を証明する証票を関係者に呈示しなければならない。

4 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 昭和六十三年に行われる行政書士試験に係る受験願書については、この規則による改正後の行政書士法施行細則第三条の規定にかかわらず、この規則による改正前の行政書士法施行細則第三条に規定する様式により提出することができる。

市町村に対して交付すべき地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額及び基準額の算定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十三年八月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第五十五号

市町村に対して交付すべき地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額及び基準額の算定に関する規則 (昭和六十二年九月鳥取県規則第五十五号) の一部を次のように改正する。

規則

市町村に対して交付すべき地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額及び基準額の算定に関する規則 (昭和六十二年九月鳥取県規則第五十五号) の一部を次のように改正する。

第三条の算式中「 $(74,744円 \times \alpha) \times A - B - C + D + E$ 」 $\times 0.781$ 」
 $\times 0.998980992$ 」を「 $(74,225円 \times \alpha) \times A - B + C + D$ 」 $\times 0.781$ 」

×0.999372621」に「(74,744円×α)」を「(74,225円×α)」に改め、同条の算式の符号B中「1.011」を「0.998」に改め、同条の算式の符号Cを削り、同条の算式の符号D中「昭和60年度」を「昭和61年度」に、「1.116」を「1.031」に改め、同条の算式の符号中DをCとし、EをDとす。

第五条の算式中「0.999124445」を「0.998685410」に改め、同条の算式の符号B中「 $\sqrt{\frac{a}{b} \div 0.9831}$ 」×0.9880」を「 $\sqrt{\frac{a}{b} \div 0.9662}$ 」×0.9333」に改め。

第六条の算式中「0.995478640」を「0.998988001」に改め、同条の算式の符号B中「 $\sqrt{\frac{a}{b} \div 0.8982}$ 」×0.9054」を「 $\sqrt{\frac{a}{b} \div 0.9063}$ 」×1.0391」に改め。

第七条の表その他のものの項を次のように改め。

○・六〇〇一三〇 (気高町、東郷町、会見町、岸本町及び淀江町において「 $\frac{a}{b}$ 」)	
その他のもの (「 $\frac{a}{b}$ 」)	

第八条の算式中「0.999890066」を「0.999496565」に改め、同条の算式の符号B中「 $\sqrt{\frac{a}{b} \div 0.986}$ 」×0.953」を「 $\sqrt{\frac{a}{b} \div 1.077}$ 」×0.954」に改め。

附則第三項を次のように改め。

3 昭和六十三年度に限り、市町村たばこ消費税の市町村ごとの基準税額

は、第四条の規定にかかわらず、知事が次の算式により算定した額とする。

算式

$$\{ (A \times B) \times 0.10725 + (C \times D) \times 0.481 \} \times 0.999517124$$

(C×D)に500未満の端数があるときはその端数を切り捨て、500以上1,000未満の端数があるときはその端数を1,000とする。

算式の符号

- A 前々年度の3月1日から前年度の2月末日までの間に当該市町村の区域内において地方税法第465条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費税等(以下この項において「売渡し等」という。)が行われた製造たばこに係る地方税法附則第30条の3第2項の従価割の課税標準の額
- B 次の算式によつて算定した売渡し等が行われた製造たばこに係る市町村たばこ消費税の従価割の課税標準の額(以下この項において「課税標準額」という。)の市町村ごとの伸率(算定の過程及び当該伸率に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下この項において同じ。)

$$\left(\sqrt{\frac{a}{b \times 1.0909} \div 0.9975} \right) \times 1.0049$$

- a 前記Aに同じ。
- b 当該年度の前3年度の4月1日から2月末日までの間に当該市町村の区域内において売渡し等が行われた製造たばこに係る課税標準額
- c 前々年度の3月1日から前年度の2月末日までの間の当該市町村

の区域内における売渡し等に係る製造たばこの本数（喫煙用の紙巻たばこ以外の製造たばこの本数については地方税法第467条第3項の規定によつて換算した本数とし、当該製造たばこの本数に500未満の端数があるときはその端数を切り捨て、500以上1,000未満の端数があるときはその端数を1,000とする。以下この項において同じ。）の合計数

D 次の算式によつて算定した売渡し等に係る製造たばこの本数の市町村ごとの伸率

$$\left(\frac{\sqrt{c}}{d} \div 0.9863 \right) \times 0.9910$$

c 前記Cに同じ。

d 当該年度の前4年度の3月1日から3月31日までの間において、当該市町村の区域内において日本専売公社がたばこ事業法（昭和59年法律第68号）附則第2条による廃止前のたばこ専売法（昭和24年法律第111号）第29条第1項に規定する小売人に売り渡した製造たばこ及び日本専売公社が国内消費用として直接消費者に売り渡した製造たばこの本数（紙巻たばこ以外の製造たばこについては地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律（昭和59年法律第88号）による改正前の地方税法第464条第4項の規定によつて換算した本数とし、当該製造たばこの本数に500未満の端数があるときはその端数を切り捨て、500以上1,000未満の端数があるときはその端数を1,000とする。）と当該年度の前3年度の4月1日から2月末日までの間の当該市町村の区域内における売渡し等に係る製造たばこの本数の合計数

別表第一乗率の欄中「五・一七四」を「五・二二九」に、「四・三三二」を「四・七八六」に、「一・五五六」を「一・五六〇」に、「一・一四〇」を「一・一三五」に改める。

別表第二の表を次のように改める。

市町村名	A		B		市町村名	A		B	
	乗率	乗率	乗率	乗率		乗率	乗率	乗率	乗率
鳥取市	一・〇〇五	一・二六〇	東郷町	〇・九八三	〇・八二九				
米子市	〇・九九二	一・一六一	三朝町	〇・九九二	〇・七一九				
倉吉市	一・〇〇〇	〇・九八〇	関金町	〇・九九九	〇・五八三				
境港市	〇・九八七	一・〇〇九	北条町	〇・九九四	〇・六九三				
国府町	〇・九八二	〇・八四九	大栄町	〇・九九二	〇・八一六				
岩美町	〇・九八七	〇・七七二	東伯町	一・〇〇五	〇・八一九				
福部村	一・〇二〇	〇・五九九	赤碓町	一・〇〇七	〇・七七六				
郡家町	〇・九九八	〇・七九七	西伯町	〇・九八三	〇・七五九				
船岡町	〇・九九六	〇・七九四	会見町	〇・九七六	〇・七九一				
河原町	〇・九九二	〇・八〇五	岸本町	〇・九八二	〇・八二一				
八東町	一・〇〇〇	〇・七四一	日吉津村	一・〇〇五	一・〇五七				
若桜町	〇・九七八	〇・七九六	淀江町	〇・九九〇	〇・八二三				
用瀬町	〇・九九六	〇・七六四	大山町	〇・九七五	〇・八〇一				
佐治村	一・〇一一	〇・五六二	名和町	〇・九七八	〇・七八七				
智頭町	〇・九八一	〇・七八四	中山町	一・〇一九	〇・七七六				
気高町	一・〇〇六	〇・七三三	日南町	〇・九八一	〇・六九〇				
鹿野町	〇・九八九	〇・六四五	日野町	〇・九六三	〇・八二〇				
青谷町	〇・九九九	〇・七二二	江府町	〇・九五六	〇・七二四				
羽合町	一・〇〇八	〇・七六六	溝口町	〇・九七五	〇・七八八				
泊村	一・〇〇七	〇・六三二							

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の市町村に対して交付すべき地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額及び基準額の算定に関する規則の規定は、昭和六十三年度分の普通交付税から適用する。

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取

県

【定価一部一箇月千八百円(送料を含む)】